

工事契約の入札手続きが変わります

平成27年度に防衛装備庁が発足したことによって工事に関する諸規則が統一されたため、入札手続きが変更になります。大きな変更点は以下のとおりです。

1. 競争参加資格の確認

これまでの競争参加資格の等級によるものだけではなく、**同種工事の施工実績、配置予定の技術者の資格及び経験、工程表**についても競争参加の要件とし、確認を行います。

2. 入札書の提出期限

入札書は**事前提出**（標準は開札日の1日前）とし、工事費内訳明細書も同時に提出していただきます。開札は今までどおり当総監部入札室において行います。

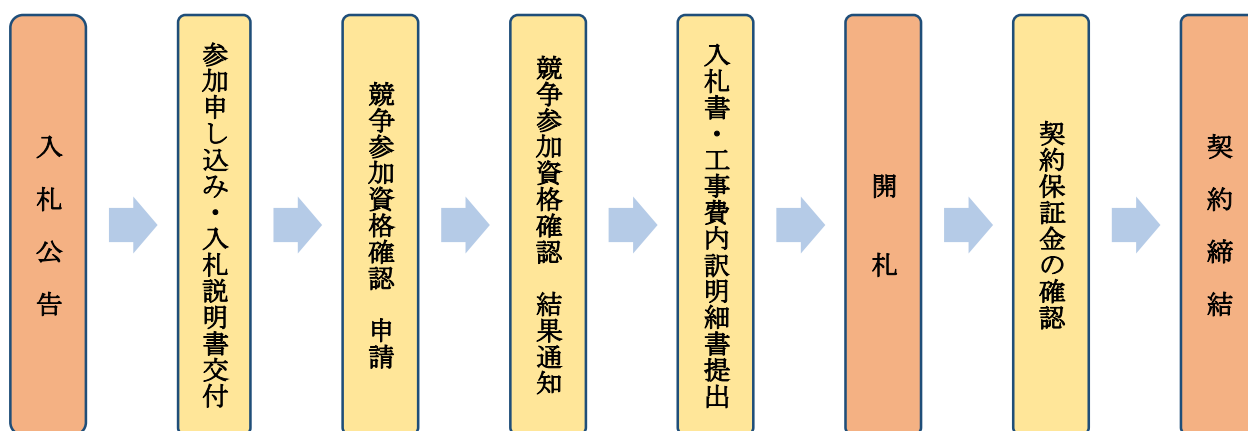
また、工事費内訳明細書については、官側が交付する**数量書**（積算項目及び数量を示したもの）を活用することも可能です。

3. 契約保証金

契約書の作成を要する契約（入札公告に記載）については契約保証金が必要となります。

保証の手段としては、**契約保証金、契約保証金に代わる担保となる国債、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券、履行保証保険**があります。

【契約までの標準的な流れ】



4. 適用時期

平成28年10月以降に公告される案件